ＡＩオンデマンド交通の社会実験に関する民間事業提案

募集要項

令和７年２月

大阪市都市交通局

１　概要２

２　募集内容２

３　本市が求める提案について２

４　応募資格３

５　提出書類３

６　民間事業者による社会実験の進め方４

７　本市の役割６

８　留意事項６

９　参考６

10　問い合わせ先（連絡先）６

**１　概要**

本市においては、人口減少や高齢化の進展などの人口動態の変化や、全国的にみられる地域交通を支える担い手の課題もあり、今後の地域交通をめぐる環境の変化が見込まれています。その中で、令和２年度からＡＩオンデマンド交通（※１）の民間事業者による社会実験に取り組み、新たな移動手段であるＡＩオンデマンド交通の受容性や事業継続性について確認してきたところです。

今般、令和２年度に公募しました民間事業者による社会実験の結果（※２）を踏まえ、大阪市域における新たなエリアでのＡＩオンデマンド交通の民間事業者による社会実験に関する公募を行います。

なお、デマンド交通を乗合事業とする場合については、道路運送法の定めにより地方公共団体の長が主宰する「地域公共交通会議」で協議が調う必要があり、今回の民間事業者によるＡＩオンデマンド交通の社会実験であっても、大阪市長が主宰するこの地域公共交通会議（以下「地交会議」という。）での協議を必要とします。

※１　ＡＩオンデマンド交通

従来の定時定路線型ではなく、利用者の予約に対して、ＡＩによる最適な運行ルート、配車をリアルタイムで行う乗合輸送サービ

ス

※２　社会実験の結果

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業者 | 区域 | 開始日 | 現状 |
| Osaka Metro Group | 生野エリア  平野エリア | 令和３年３月30日 | 令和６年４月１日から社会実装 |
| Osaka Metro Group | キタエリア  福島エリア | 令和４年４月１日 | 令和６年４月１日から社会実装 |
| Community Mobility  （WILLER Group） | 北区エリア  福島区エリア | 令和４年４月１日 | 社会実験中（注） |

注：Community Mobilityについては、社会実験で終了（令和７年３月31日）予定

**２　募集内容**

次の内容について、提案を求めます。

１　 　　　事業提案内容（社会実験期間、運賃設定、概要）

２‐（1）　大阪市域内での対象区域（すでに社会実装されている北区・福島区・生野区・平野区を

除く）

※区域は行政区単位を基本とするが、複数の運行区域にまたがる場合の区域の設定や、区

域外に設定する乗降場所の提案を行うことも可とします

２‐（2）　運行態様（道路運送法に基づく区域運行）

２‐（3）　AIオンデマンドシステムの概要

３　 　　　提案した理由、提案実施にあたってのポイント、運行区域の設定理由、留意事項等

**３　本市が求める提案について**

ＡＩオンデマンド交通に関する事業提案において、民間事業者が持つ先端技術やアイデアが活用される

ことで、地域住民や利用者が実感できるかたちの「生活の質（QoL）の向上」を期待しています。

　本事業提案について、既存の公共交通ネットワークとの連携・調和がとれ、社会実験にとどまらず、将

来的に社会実装につなげることで、将来にわたって持続可能な公共交通ネットワーク構築の一助となるような事業提案を求めています。

　【着眼点】

　　・令和７年度以降に運行開始をめざす事業提案で、その実現性が高く、かつ、ＩＣＴ技術等の新技術により地域課題の解消につながるもの

　　・地域住民及び公共交通利用者のニーズ及び利用状況を反映した実施地域設定にしているもの

　　・クリームスキミング（※）的な運用をすることなく既存の公共交通ネットワークと連携・調和されたもの　等

※クリームスキミング

　　　　公共性が高いサービスにおいて、新規事業者が既存事業者の収益の高い部分だけに参入すること。

**４　応募資格**

旅客自動車運送事業を営むことができる事業者及びその事業者を含むグループ

**５　提出書類**

以下の書類を連絡先メールアドレス宛てに提出してください。

なお、必要に応じてヒアリングを実施することがあります。ヒアリングを実施する際は個別に調整させていただきます。

（１）　提案書

・（様式１）提案書【ＡＩオンデマンド交通の社会実験に関する民間事業提案】を、運行区

域ごとに作成してください。

なお、（様式１）に加え、補足資料（自由様式）を提出していただくことも可能です。

　　　　　　・「３　本市が求める提案について」の趣旨に添わない提案については、受理しないことが

あります。

（２）　運行管理体制

・（様式２）運行管理体制に、運送事業者（予定）を含めた提案事業者における運行管理体制

を記載してください。

　　　　　　・自由様式にて、「事故等の非常時対応」、「利用者対応時等の役割」を図示または表にして

ください。

（３）　運賃設定

・自由様式にて、考え方を記載してください。

**６　民間事業者による社会実験の進め方**

応募された事業提案は、地交会議で議論のうえ、協議が調い次第、国の必要な手続きを経て社会実験を

行っていただきます。

（１）　事業提案の募集

・応募期間

　　　令和７年２月３日（月）～令和７年３月21日（金）午後５時

　　　　　　　※この募集要項に対する質問がある場合は、自由様式にて、令和７年２月10日（月）

午後５時までに連絡先メールアドレス宛てに送信してください。なお、令和７年２月17

日（月）（予定）に大阪市ホームページにて回答を予定しています。

・本件募集要項の内容に関するもの以外の質問にはお答えできません。

（２）　事業提案の公表等

　　　　　　・本市が受理した事業提案は公表し、合わせて事業提案にかかる意見を受け付けます。

　　　　　　・本市が受け付けた意見等については、提案事業者にお伝えし、必要な調整を提案事業者自

身において行っていただきます。

（３）　地域及び関係各所への調整

・提案された対象エリアの地域住民等へ十分に説明してください。

・乗降場所の設定に関する必要な手続きなど、関係各所と協議を行ってください。

　　（４）　事業案及び運賃案の提出・締切

　　　　　　地域及び関係各所への調整を終えて、事業案及び運賃案を提出してください。なお、締切日

は応募期間終了後に改めてお示しします。

（５）　運賃協議会

　　　　　　具体的な運賃案が策定されれば、運賃協議会を開催します。ただし、開催までに運賃に関す

る意見募集を行うため、開催まで一定の時間を要します。

（６）　地域公共交通会議

・運行開始に向けて地交会議での議論が可能な具体的な事業案が策定されれば、本市は地

交会議を開催します。ただし、準備作業のため開催まで一定の時間を要します。

　　　　　　・地交会議での協議に関し、本市は協議が調うことを保証いたしかねますのでご留意くださ

い。

　　　　　　・社会実験の検証結果や、実験から得られたデータ等については、事業者の経営上の情報を

除き公表していただきます。

　　　　　・社会実験の結果、社会実装される場合についても地交会議での協議を必要とします。

　　　　　　・地交会議は、年に２回程度の開催を予定しています。

**事業提案スケジュール**

**提案書の提出　令和７年３月21日（金）**

**質問書の受付　令和７年２月３日（月）～令和７年２月10日（月）**

**事業提案の募集開始　令和７年２月３日（月）**

**質問に対する回答　令和７年２月17日（月）（予定）**

**提案書に対するヒアリング　令和７年３月下旬（予定）　必要に応じて実施**

募集期間

**事業提案公表　　令和７年４月中旬（予定）**

地域調整

関係各所調整

**意見受付　　　　令和７年４月中旬～令和７年４月下旬（予定）**

**初**

**回**

**事業案及び運賃案の提出・締切　令和７年６月中旬**

**運賃に関する　令和７年６月下旬**

**意見募集　　　～令和７年７月中旬**

**地域公共交通会議　令和７年８月上旬**

**運賃協議会　令和７年８月上旬**

※具体化に向けて調整が終わっているものについては、地域公共交通会議の場で協議

**事業者より国に申請・許可（おおむね２か月）**

**民間事業者による社会実験の開始**

**社会実験開始に向けたスケジュール（目安）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業案・運賃案の提出・締切 | 地域公共交通会議 | 社会実験開始希望時期 |
| 令和７年６月中旬 | 令和７年８月上旬 | 令和７年10月～令和８年２月 |
| 令和７年10月頃 | 令和７年12月～令和８年１月 | 令和８年３月以降 |

**７　本市の役割**

　本市は、ＡＩオンデマンド交通の導入に向けた検討を行うため、道路運送法に定める地交会議を主宰す

るものであり、本市自身が社会実験の事業提案を採択するものではありません。

**８　留意事項**

・本件募集にかかる社会実験は事業者の責任で実施することとし、事業提案及び社会実験に対する

一切の費用は事業者の負担とします。

　　・本市が受理した事業提案を公表するため、著作権等の問題が生じないものを使用してください。

・旅客を限定せず、幅広く利用できるものとし、特に障がいのある方の利用に配慮した提案として

ください。

　　・最大３年の社会実験を通して、社会実装に向けた運行計画を策定・検証いただきます。なお、社

会実験の期間は１年単位とし、引き続き社会実験を実施する際は、地交会議での協議を必要とし

ます。

【参考】過去の社会実験における実験期間

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業者 | 区域 | 社会実験期間 |
| Osaka Metro Group | 生野エリア  平野エリア | 令和３年３月30日～令和６年３月31日（３年） |
| Osaka Metro Group | キタエリア  福島エリア | 令和４年４月１日～令和６年３月31日（２年） |
| Community Mobility  （WILLER Group） | 北区エリア  福島区エリア | 令和４年４月１日～令和７年３月31日（３年）予定 |

・来年度に同様の募集を行うかは、現時点では未定です。

・応募書類は、「大阪市情報公開条例（平成13 年大阪市条例第３号）」に基づき、非公開情報（個人

情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となります。

・すべての応募書類は返却しません。

・応募書類は、応募者に無断で使用しません。（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く。）

**９　参考**

[大阪市地域公共交通会議ホームページ](https://www.city.osaka.lg.jp/toshikotsu/page/0000519793.html)

**10　問い合わせ先（連絡先）**

　　　担当：大阪市都市交通局　バスネットワーク企画担当

　　　住所：〒530-8201　大阪市北区中之島１丁目３番20号

　　　電話：06-6208-8895　ファックス：06-6208-0008

　　　メールアドレス：eb0003@city.osaka.lg.jp